

介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護・短期利用事業

グループホームせせらぎ

重要事項説明書

令和6年7月1日現在

1. 事業主体概要

事業所名	グループホームせせらぎ
法人名	社会福祉法人甲南会
法人開設者名	理事長 森田 則久
法人の所在地	滋賀県甲賀市甲南町葛木 855 番地 Tel 0748-86-1020 Fax 0748-86-8086
他の介護保険関連の事業	特別養護老人ホームせせらぎ苑、短期入所生活介護 せせらぎ苑デイサービスセンター ケアハウスせせらぎ苑 せせらぎ苑居宅介護支援センター せせらぎ苑訪問介護サービス

2. ホームの概要

ホーム名	グループホームせせらぎ
ホームの目的	認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活のお世話及び支援並びに日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。
ホームの運営方針	本事業所において提供する介護予防認知症対応型生活介護・認知症対応型生活介護・認知症対応型生活介護短期利用事業は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の人格を尊重し、利用者が穏やかに安心して生活が送れるように援助する。 ・利用者の言葉にならない「思い」を受け止めてその方のニーズに応えたサービスを提供する。 ・利用者を中心においた個別の介護計画を作成し一人一人の意思が反映される生活を送れるようにサービスを提供する。 ・利用者及びその家族に対しサービスの内容及び提供方法について説明をする。 ・地域との関わりを大切にし地域住民と共に認知症高齢者が安心して地域での生活ができるように努める。 ・常に提供したサービスの質の管理と評価を行う。
ホームの代表者名	尾崎美登里
ホームの管理者	岩瀬秀郎

事業指定（許可）年月日	平成 20 年 1 月 1 日
保険事業者指定番号	事業所番号 2591400029
所在地，電話・FAX 番号	滋賀県甲賀市甲南町葛木 869 番地 2 TEL 0748-86-0033 FAX 0748-86-0043
交通の便	JR 草津線甲南駅より車 5 分
居室の概要	個室 18 室（1 室あたり 14.91 m ² ）洗面台、押し入れ、エアコン完備 定員 18 名（2 ユニット）
共用施設の概要	台所、食堂、居間、浴室、脱衣室、洗濯室、トイレ、ふれあい広場（会議室）中庭、畑、花壇
損害賠償責任保険加入先	株式会社あいおいニッセイ同和損保
短期利用事業 （ショートステイ）	入居者の入院等で居室が使用されない場合は、入居者代理人の了解を得て短期利用事業（ショートステイ）として利用します。利用者は各ユニットあたり 1 名までとします。なお、利用期間は、原則 5 日以内とします。

3. 職員体制（令和 6 年 7 月）

職員の職種	員 数
ホーム長（管理者）	1 名
計画作成担当者	1 名
介護従事者	20 名以上

4. 勤務体制

昼間の体制	8 名 B 勤（7：00～16：00） J 勤（8：00～17：00） E 勤（8：30～17：30） F 勤（9：45～18：45） H 勤（10：30～19：30）にて勤務
夜間の体制	1 名 夜勤（17：00～翌日 10：00） 1 名 R 勤（13:00～22:00）深夜勤（22:00～翌朝 7:00）

5. 提供するサービスの概要

種 類	概 要
食事の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の調理、盛りつけ、配膳、下膳、食器の洗浄等の作業は、できるだけ利用者と職員が共同で行います。 ・ 食事時間 朝食 8：00～9：00 昼食 12：00～13：00 夕食 17：30～18：30
排泄の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・ おむつを使用されている利用者については適宜交換を行うとともに、適宜トイレへの誘導を行います。

入浴の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・週2回以上の入浴または清拭を行います。 ・利用者本人の希望時間に入浴する事ができます。
着替え等の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきりの防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は必要に応じ適宜交換します。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。
喫煙	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内禁煙のため、喫煙はできません。
相談および援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、入居者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

6. 利用料等

(1) 保険給付の自己負担額

食事・排泄・入浴（清拭）・着替えの介助等の日常生活上の世話及び支援、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等について包括的に提供され、要支援2及び要介護度別に応じて介護保険負担割合証の利用者負担の割合に表記された割合により定められた金額（厚生省令による）が自己負担となります。

※ 部分は介護保険制度により定められた割合（1単位10.27円）にて計算しております

	金額（円）（1日につき）			短期利用			
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担	
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護費	要支援2	770	1,539	2,308	798	1,596	2,394
	要介護1	774	1,547	2,320	802	1,604	2,406
	要介護2	810	1,619	2,428	839	1,678	2,517
	要介護3	834	1,668	2,502	864	1,728	2,592
	要介護4	851	1,701	2,551	882	1,763	2,644
	要介護5	868	1,736	2,604	898	1,795	2,693
初期加算	31	62	93				
入院時費用	255	509	788				
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	7	13	19	7	13	19	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3	6	9				
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	総単位数に17.8%乗じた額						
退居時相談援助加算	411	822	1,233	退居時1回限り			
医療連携体制加算	38	76	114	看護師により ① 利用者に対する日常的な健康管理 ② 通常および利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整 ③ 看取りに関する指針の整備の体制をとっています。			
協力医療機関連携加算	103/月	206/月	309/月	協力医療機関との連携体制を構築し、入居者の現病歴等の情報提供を行う会議を定期的開催しています。			
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	11/月	21/月	31/月	感染症の対応を行う医療機関との連携体制を構築しています。			
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	6/月	11/月	16/月	感染対策に係る要件を満たす医療機関から施設内で感染者が発生した場合の実地指導を受けた場合に算定します。			

生活機能向上連携加算		206/月	411/月	617/月	甲南病院との連携によりリハビリ専門職の助言をいただきながら計画的にケアを行います。
栄養管理体制加算		31/月	62/月	93/月	管理栄養士が日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導をおこなっております。
科学的介護推進体制加算		41/月	82/月	123/月	介護サービスの質の評価と科学的介護の取り組みを行っております。
看取り介護加算	死亡日前31日以上45日以下	74	148	222	グループホームにて看取りの指針に基づき看取り介護を実施させていただいた場合に算定 ※死亡日に遡って算定
	死亡日4日以上30日以下	148	296	444	
	死亡日の前々日、前日	699	1,397	2,095	
	死亡日	1,315	2,629	3,944	
口腔衛生管理体制加算		31/月	62/月	93/月	月1回以上、歯科医師等の専門職による技術的助言や指導を受けながら口腔ケアを実施します。
退居時情報提供加算		257/回	514/回	771/回	医療機関へ入院した際、医療機関へ生活支援上の留意点等の情報提供をした場合に算定します。

(2) 入居利用料

下記の金額が不相応となった場合は、書面による通知後、改訂する場合があります。

家賃 (居室料)	55,000 円 (月額) , 短期利用事業 1,810 円/日			
食材料費	1日あたり 1,600 円 短期利用事業も同額 *食材料費については、何らかの準備をした場合、原則として摂取量のいかんに関わらず、所定の食材料費の料金をいただきます。(看取り時も同様)	内 訳	朝食	350 円
			昼食	650 円
			おやつ	
			夕食	600 円
水道光熱費	15,000 円 (月額) , 短期利用事業 494 円/日			
敷金 (短期利用事業では不要)	300,000 円 : 苑の指定する口座にお振込みください。			
電気器具持込料	1機種 1日 50 円 (充電式の電気シェーバーについては、月額 50 円)			

*敷金については退居の日から 30 日以内に必要経費を差し引いた額を精算後返金 (指定の口座へ振り込み) いたします。

(3) その他 (介護保険適用外の全額自費分)

オムツ代	実費相当分
理美容代	実費相当分
記録の複写代	実費相当分
特別外出行事費用	実費相当分
クラブ活動費用	実費相当分
教養・娯楽費用	実費相当分

*介護保険適用外の全額自費分や外食代等は立替金とします。

*ホームから提供する食事ならびにおやつをホーム不在時等に欠食される場合は、欠食日の前日まで

にお申し出ください。お申し出が無い場合やお申し出期限に遅れますと欠食されても所定の食材料金の料金をいただきます。

***ホーム不在時等における費用について**

ホーム不在時等（入院・外泊等）には居室を確保していることから家賃代 55,000 円を月額計算にてお支払いいただきます。水道光熱費については、日割り計算でお支払いいただきます。

***入居者の入院期間中に、入居者および家族の同意を得て、入居者の居室を短期利用事業に使用した場合、家賃・水道光熱費は共に日割り計算とします。**

***ご家族が宿泊される場合には、寝具貸出代として、1泊 500 円いただきます。連泊される場合は、2泊目以降 300 円となります。尚、グループホームで食事をされた場合は、入居者と同じ金額をお支払いいただきます。**

***短期利用事業について、申し込み後、キャンセルされた場合、次のキャンセル料をいただきます。**

15日以上前：無料 14日前～前日：1,600円 前日～途中退居：2,000円

ただし体調不良や病院入院に伴うキャンセルはキャンセル料をいただきません。

7. 利用料金の支払方法

料金の支払時期	ご利用月の翌月 25 日まで（月額料金）
支払方法	<p>1. 指定口座への振込 振込先 甲賀農業協同組合（JAこうか）甲南支所 普通預金 口座番号 0025769 口座名義人 社会福祉法人甲南会 グループホームせせらぎ 理事長 森田 則久</p> <p>2. 自動引落 毎月 27 日（休日の場合翌営業日）の引き落とし後に領収書を送付いたします。</p> <p>※なお、自動引落について JA 口座以外の場合は、集金代行収納会社が金融機関との間に入ります。</p>
<p>※ 利用料金については、ご利用月の翌月 15 日頃に請求書を郵送又は来所時等にお渡し致します。</p>	

8. 入退居

介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護・短期利用事業の対象者は、要支援 2 及び要介護者であって認知症の状態(医師の診断が必要)にあり、かつ、次の各号を満たすものとする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- (2) 自傷他害の恐れがないこと。
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと、及び医療行為が必要ないこと。
- (4) 入居後入居者の状態が悪化して前項に該当しなくなった場合は、退居していただくことがあります。
- (5) サービス利用料金の支払いが2ヶ月以上滞納された場合、退居していただくことがあります。
- (6) 入居者が家族等による入居契約締結の代理や援助が期待できない場合については、関係市町村と連携し成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の活用を努めます。
- (7) 入居者の退居に際しては、入居者及び家族の意向をふまえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うように努める。

9. 非常、災害対策

非常、災害対策として、消防計画を策定し、年2回訓練（うち1回は夜間想定）を実施します。
防犯防災設備・避難設備としてホームスプリンクラー設備、自動火災報知設備、火災通報設備、消火器、非常用照明設備、誘導灯等を設置しております。

10. 協力医療機関及び協力歯科医療機関

協力医療機関	医療法人仁生会甲南病院	診療科目	内科・外科・整形外科
協力歯科医療機関	竹村歯科医院	診療科目	歯科

11. 相談・苦情窓口

ご相談や苦情などがございましたら、当事業所の窓口までご遠慮なくお申し出ください。

相談窓口	グループホームせせらぎ 電話 0748-86-0033 FAX 0748-86-0043 苦情受け付け担当者 岩瀬秀郎 苦情解決責任者 代表者 尾崎美登里
------	---

当事業所の他に、ご相談や苦情などについては下記の窓口があります。

甲賀市健康福祉部 長寿福祉課	滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地 電話 0748-69-2165
滋賀県国民健康保険団 体連合会	滋賀県大津市中央4丁目5番9号 電話 077-522-2601
滋賀県運営適正化委員会（あ んしん・なっとく委員会）	滋賀県草津市笠山 7-8-138 県立長寿社会福祉センター内 電話 077-567-4107
社会福祉法人甲南会 第三者委員	吉川 鐘子 電話0748-86-4813 松本佐知子 電話0748-86-3536 伊藤 隆一 電話0748-86-1480